

議案第 6 1 号 平成 2 9 年度習志野市一般会計補正予算（第 3 号）

| | | |
|------------|-----|-------------------------|
| 1 歳入歳出補正予算 | 補正前 | 5 7 4 億 9, 1 7 8 万 5 千円 |
| | 補正額 | 1 億 1 9 8 万 4 千円 |
| | 補正後 | 5 7 5 億 9, 3 7 6 万 9 千円 |

- （歳出概要）・中国残留邦人生活支援給付事業
 ・保育所・幼稚園私立化事業
 ・公共交通政策事業
 ・平成 2 8 年度事業費確定に伴う国県支出金過年度分返還金（5 事業）
 ・給与改定及び決算調整による人件費

2 債務負担行為
（追加）

| 事 項 | 期間 | 限度額 |
|--------------|-----|---|
| 谷津バラ園等指定管理料 | 6 年 | 委託料 2 億 2, 7 8 9 万円に消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内 |
| 新習志野公民館指定管理料 | 6 年 | 委託料 1 億 4, 5 7 5 万 5 千円に消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内 |

議案第 6 2 号 平成 2 9 年度習志野市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

| | | |
|------------|-----|-------------------------|
| 1 歳入歳出補正予算 | 補正前 | 1 6 9 億 1, 9 6 5 万 8 千円 |
| | 補正額 | 5, 9 4 6 万 2 千円 |
| | 補正後 | 1 6 9 億 7, 9 1 2 万円 |

- （歳出概要）・償還金

議案第 6 3 号 平成 2 9 年度習志野市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

| | | |
|------------|-----|-------------------------|
| 1 歳入歳出補正予算 | 補正前 | 1 0 5 億 1, 9 5 8 万 5 千円 |
| | 補正額 | 1 億 7, 4 3 8 万 5 千円 |
| | 補正後 | 1 0 6 億 9, 3 9 7 万円 |

- （歳出概要）・介護給付費準備基金積立金
 ・償還金

議案第 64 号 習志野市公共施設再生基本条例及び習志野市公共施設等再生整備基金条例の一部を改正する条例の制定について

公共施設に加え、インフラ施設の老朽化対策を実施するため、次のとおり改正するものです。

1 「習志野市公共施設再生基本条例」の改正

(1) 題名の改正

「習志野市公共施設等再生基本条例」とします。

(2) 対象施設の追加

現在「公共施設」(建築物)を条例の適用対象としているところ、中長期的な視点に立ってインフラ施設の再生を遂行するため、新たに次の施設を追加します。

インフラ施設

- ・ 道路、都市公園等の土木施設
- ・ 下水道
- ・ 水道施設
- ・ ガス工作物

2 「習志野市公共施設等再生整備基金条例」の改正

インフラ施設の老朽化対策の財源に充てるため、基金として積み立てる額を改正します。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p><u>・ 1 億円</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設等の再生整備に係る寄附金 ・ 一般会計における不動産売払収入額のうち、一般会計歳入歳出予算に定める額 | <p><u>・ 1 億円以上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設等の再生整備に係る寄附金 ・ 一般会計における不動産売払収入額のうち、一般会計歳入歳出予算に定める額 |

(施行期日)

公布の日から施行します。

議案第 65 号 習志野市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

期末手当を年間 4.3 月から 0.1 月分引き上げ、年間 4.4 月とするものです。

| 対象年度 | 6 月期 | 12 月期 |
|---------|-------------------------|--------------------------|
| 本年度 | 2.075 月 | 2.325 月 (現行 2.225 月) |
| 30 年度以後 | 2.125 月 (現行 2.075 月) | 2.275 月 (改正前 2.325 月) |

(施行期日等)

平成 29 年度の期末手当については、平成 29 年 12 月 1 日から適用します。
平成 30 年度以後の期末手当については、平成 30 年 4 月 1 日から施行します。

議案第 66 号 習志野市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

期末手当を年間 4.3 月から 0.1 月分引き上げ、年間 4.4 月とするものです。

| 対象年度 | 6 月期 | 12 月期 |
|---------|-------------------------|--------------------------|
| 本年度 | 2.075 月 | 2.325 月 (現行 2.225 月) |
| 30 年度以後 | 2.125 月 (現行 2.075 月) | 2.275 月 (改正前 2.325 月) |

(施行期日等)

平成 29 年度の期末手当については、平成 29 年 12 月 1 日から適用します。
平成 30 年度以後の期末手当については、平成 30 年 4 月 1 日から施行します。

議案第 67 号 習志野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、次のように改正します。

- 1 給料月額を増額改定します。
 - (1) 行政職給料表平均改定率 0.2%
 - (2) 初任給(月額)

| 区 分 | 改正前 | 改正後 |
|-----|-----------|-----------|
| 大学卒 | 18万4,800円 | 18万5,800円 |
| 短大卒 | 16万4,700円 | 16万5,700円 |
| 高校卒 | 15万 500円 | 15万1,500円 |

- 2 勤勉手当を年間 1.7 月から 0.1 月分引き上げ、年間 1.8 月とするものです。
(再任用職員は、年間 0.8 月から 0.05 月分引き上げ、年間 0.85 月とするものです。)

| 区分 | 対象年度 | 6 月期 | 1 2 月期 |
|----------|---------|-----------------------|-------------------------|
| 再任用以外の職員 | 本年度 | 0.85 月 | 0.95 月 (現行 0.85 月) |
| | 30 年度以後 | 0.9 月 (現行 0.85 月) | 0.9 月 (改正前 0.95 月) |
| 再任用職員 | 本年度 | 0.4 月 | 0.45 月 (現行 0.4 月) |
| | 30 年度以後 | 0.425 月 (現行 0.4 月) | 0.425 月 (改正前 0.45 月) |

(施行期日等)

公布の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用します。

平成 29 年度の勤勉手当については、平成 29 年 12 月 1 日から適用します。

平成 30 年度以後の勤勉手当については、平成 30 年 4 月 1 日から施行します。

議案第 68 号 習志野市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

印鑑登録証明書のコンビニ交付の導入に伴い、その申請手続を次のとおり定めるものです。あわせて、窓口における交付手続について、所要の改正を行います。

コンビニ交付の申請手続

コンビニエンスストア等に設置された端末から、個人番号カード（利用者証明用電子証明書※付き）を利用し、暗証番号等を入力すること。

※端末を利用した者が本人であることを証明するためのデータ

(施行期日)

平成 30 年 1 月 9 日から施行します。

議案第 69 号 習志野市税条例及び習志野市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方税法及び所得税法の一部改正※により用語が変更されたことに伴い、次の条例について「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改正するものです。

※納税義務者の合計所得金額が、1,000 万円を超える場合には、配偶者控除の適用が受けられないこととされました。

- 1 習志野市税条例
- 2 習志野市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例

(施行期日)

1については、平成 31 年 1 月 1 日から施行します。

2については、平成 30 年 1 月 1 日から施行します。

議案第 70 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、意見を求めるものです。

住 所 習志野市谷津
氏 名 井 上 彩 (いのうえ あや)
任 期 3 年 (新任)

議案第 71 号 財産の貸付けについて (旧習志野市立菊田保育所用地)

民間認可保育所の開設に伴い、認可保育所用地に係る貸付料を、市が定める算定基準に基づく金額より減額して貸し付けるものです。

1 貸付けに供する土地の表示

| 所在地番 | 地目 | 地積 |
|-------------------|----|------------------------|
| 習志野市津田沼四丁目 90 番 1 | 宅地 | 4,018.50m ² |

- 2 貸付けの目的 保育所用地
3 貸付料 固定資産税及び都市計画税相当額
4 貸付期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 60 年 3 月 31 日まで
(30 年間)
5 貸付けの相手方 習志野市谷津二丁目 5 番 6 号
社会福祉法人 習志野
理事長 田久保 明 夫

議案第 72 号 指定管理者の指定について (谷津バラ園等)

(指定管理者)
東京都墨田区押上一丁目 12 番 1 号
京成バラ園芸株式会社
代表取締役 金子 芳 和

(指定の期間)
平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで (5 年間)

議案第 73 号 指定管理者の指定について（習志野市新習志野公民館）

（指定管理者）

東京都中央区銀座四丁目 12 番 15 号
株式会社オーエンス
代表取締役 大 木 一 雄

（指定の期間）

平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで（5 年間）

議案第 74 号 専決処分した事件の承認を求めることについて（平成 29 年度
習志野市一般会計補正予算（第 2 号））

衆議院の解散に伴う、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る経費を必要としました。しかし、予算の補正を行うに当たり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をしたため承認を求めるものです。

| | | | |
|---|----------|-----|--------------------|
| 1 | 歳入歳出補正予算 | 補正前 | 574 億 2,703 万 2 千円 |
| | | 補正額 | 6,475 万 3 千円 |
| | | 補正後 | 574 億 9,178 万 5 千円 |

（歳出概要）

- ・ 職員給与費
- ・ 衆議院議員選挙

（専決処分日）

平成 29 年 10 月 2 日